

かつ嚴重に行うとともに、処分者講習については、再犯防止のため講習内容の充実を図る。

- カ 暴走行為を助長するような車両の改造及び不法無線機の使用を防止するよう、また、車両の部品等が不法改造に使用されることのないよう、関係団体に対する指導を強化する。

6 緊急時における救助・救急体制の整備

(1) 救助・救急体制の整備

事故による被害者を迅速に救護するため、次により救助・救急体制の整備を図る。

ア 救助体制の整備、拡充

交通事故に起因する救助活動の増大及び事故の種類、内容の複雑多様化に対処するため、救助体制の整備、拡充を図り、救助活動の円滑な運用を期する。

イ 救急業務実施市町村の拡大

救急業務未実施町村については、広域市町村圏の振興整備と併せて、一部事務組合又は事務委託等の広域的共同処理方式によるなど、救急需要の実態等に即した救急業務の実施体制作りを推進する。また、これにより難しい町村については、

消防組織法（昭和22年法律第226号）に基づく隣接市町村からの応援、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく他市町村に対する知事の要請による救急業務の実施、消防団等による救急搬送の実施等による補完体制を強化する。

ウ 高速自動車国道における救急体制の整備

高速自動車国道における救急業務については、日本道路公団が道路交通管理業務と一元的に自主救急として処理するとともに、沿線市町村においても消防法の規定に基づき処理すべきものであり、両者は相協力して、適切かつ効率的な人命救護を行うこととする。

このため、同公団及び沿線市町村は、相互に連携を強化するとともに、救急業務に必要な施設等の整備、従事者に対する教育訓練の実施等を推進するものとする。

エ 救助・救急施設の整備

救助工作車、救急自動車等の各種資機材の改良及び整備を進めるとともに、新たに救急指令装置、救急医療情報収集装置、救急業務用地図等検索装置等を一元化した消防緊急情報システムの導入を進め、救急医療機関、道路網等の整備と併せて救助活動及び救急業務の円滑な運用を期する。

また、離島、山村、へき地等地理的制約の大きい地域での救助・救急事故等の対策として、ヘリコプターの広域的運用

体制の構築を推進する。

オ 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の推進

複雑多様化する救助・救急事象に対応すべく救助隊員及び救急隊員の知識・技術等の向上を図るため、教育訓練の充実を一層強力に推進することとし、特に救急隊員の再教育に積極的に取り組んでいく。

カ 救急法の普及

交通事故による負傷者の救命を図り、また、被害を最小限にとどめるためには、事故現場に居合せた関係者等により、負傷者に対する迅速、適切な応急手当等が一般に行われるようにする必要がある。

このため、関係機関は、応急手当の知識、実技の普及を図るため、指導資料の作成、配布、講習会の開催等を推進するとともに、救急の日、救急医療週間等の機会を通じて広報、啓発活動を積極的に推進する。

(2) 救急医療体制の整備

ア 救急医療体制の整備

救急医療体制の基盤を構成する初期救急医療体制を整備拡充するため、休日夜間急患センターの設置の促進及び在宅当

番医制の普及定着化を図るほか、初期の体制では応じきれない重症救急患者の診療を確保するため、おおむね広域市町村圏単位に救急医療圏を設定し、地域内の医療施設の実情に応じた方式（病院群輪番制、共同利用型病院）で第2次救急医療体制の整備を図る。

また、第3次救急医療体制については、重篤な救急患者を受け入れるため、高度の診療機能を有する24時間診療体制の救命救急センターの整備を図る。

さらに、救急医療施設の情報を収集し、救急医療情報を提供することにより、これらの体制が有効に運営されるよう調整を行う救急医療情報センターの整備を図る。

イ 脳神経外科及び麻酔科領域の医師の養成等

脳神経外科、麻酔科及び小児科領域の医師を対象とする専門研修を実施するほか、救急医療施設の医師を対象に研修を実施し、救急医療従事者の確保とその資質の向上を図る。

また、大学における脳神経外科等に関する教育の充実及び研究の促進を図る。

(3) 救急関係機関の協力関係の確保等

救急医療施設への迅速、円滑な収容を確保するため、救急医療機関、消防機関等の関係機関における緊密な連携、協力関係

の確保を推進するとともに、救急医療機関内の受入れ・連絡体制の明確化等を図る。

また、重篤な救急患者の救命救急センター等への受入れ体制の確保のため必要があるときは、緊急着信専用電話の設置等の連絡手段の整備に努める。

7 損害賠償の適正化等

(1) 自動車損害賠償保障制度の充実等

事故による被害者の救済対策の中核的役割を果たしている自動車損害賠償保障制度については、今後とも、社会経済情勢の変化、交通事故発生状況の変化等に対応して、その改善を推進し、被害者救済の一層の充実を図る。

ア 自動車損害賠償責任保険（自動車損害賠償責任共済）の充実

(ア) 裁判等における賠償水準、物価、賃金等の動向に対応して、保険金額（共済金額）及び支払基準の改定を行う。

なお、健全な保険（共済）収支を確保するため、保険料（共済掛金）率の適正化を図る。

(イ) 保険会社、調査事務所及び農業協同組合・同連合会における保険金（共済金）の査定、支払等の業務の適正化を推